

千葉県報

定例
令和4年11月25日

主要目次

- 土地改良区定款の変更認可
- 国土調査の成果の認証（四件）
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地区画整理組合の退任した理事の氏名及び住所
- 都市計画下水道の関係図書の縦覧
- 監査委員公告
- 監査結果の公表
- 特定調達公告
- 入札公告（二件）

告示

千葉県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉県手賀沼土地改良区の定款の変更を令和四年十一月十六日付けで認可した。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和四年十一月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域

南房総市	平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日まで	南房総市（岩糸の一部）の地籍図及び地籍簿	南房総市岩糸の一部の区域
------	--------------------------	----------------------	--------------

千葉県告示第五百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和四年十一月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
山武市	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで、平成二十七年五月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで、平成二十八年六月七日から平成二十九年三月三十一日まで及び平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで	山武市（椎崎の一部）の地籍図及び地籍簿	山武市椎崎の一部の区域

千葉県告示第五百三十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和四年十一月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印旛郡栄町	平成二十七年五月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで及び平成二十八年六月七日から平成二十九年三月三十一日まで	印旛郡栄町（龍ヶ崎町歩、布鎌酒直、生板鍋子新田、請方及び四ツ谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	印旛郡栄町龍ヶ崎町歩、布鎌酒直、生板鍋子新田、請方及び四ツ谷の各一部の区域

千葉県告示第五百三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和四年十一月二十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
夷隅郡大多喜町	平成二十八年六月七日から平成二十九年三月三十一日 及び平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで	夷隅郡大多喜町（小沢又の一部）の地籍図及び地籍簿	夷隅郡大多喜町小沢又の一部の区域

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年11月25日

千葉県公安委員会委員長 秋口 守 國

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間
令和5年1月30日（月曜日）から2月6日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
講習の場所
千葉県中央区新田町4番22号 サウンドイト7階
- 4 受講対象者
(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
(3) 規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続

して1年以上3号警備業務に従事しているもの

- (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
- (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員
20人
- 6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
- 7 受講申込手続等
(1) 受講申込手続
ア 申込方法
受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者については、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
イ 受講申込票受付期間等
令和4年12月19日（月曜日）から23日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
(2) 受講者決定通知
受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
(3) 受講手続等
ア 受講手続
受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。
イ 受講申込書受付期間等
令和5年1月10日（火曜日）から13日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

<p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者 3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 38,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110</p>	<p>育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。) に係る旧検定規則第8条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 10人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和4年12月19日 (月曜日) から23日 (金曜日) までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を</p>
<p>千葉県公安委員会告示第25号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和4年11月25日</p> <p>千葉県公安委員長 秋 口 守 國</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号に規定する警備業務 (以下「3号警備業務」という。) に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和5年2月2日 (木曜日) から6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>4 受講対象者 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教</p>	

受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和5年1月10日(火曜日)から13日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

14,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公

告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十七日まで縦覧

に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーガッツ大原店

いすみ市大原字青田一、一七九番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社木村屋 代表取締役 木村等

市原市牛久八九二番地の六

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

有限会社木村屋 代表取締役 木村等

市原市牛久八九二番地の六

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年六月二十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六八六平方メートル

5 駐車場の収容台数

六七台

6 駐車場の収容台数

四八台

7 荷さばき施設の面積

八四平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

二一立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年十月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及びいすみ市水産商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社貸店舗柏の葉複合施設店舗

柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業一八二街区三画地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

大和情報サービス(株)貸店舗柏の葉複合店舗

4 変更後の大規模小売店舗の名称

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社貸店舗柏の葉複合施設店舗

5 変更年月日

令和四年十一月一日

二 届出年月日

令和四年十一月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出及び添付書類は、令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社貸店舗柏の葉複合施設店舗

柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業一八二街区三画地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 廃棄物等の保管施設の位置の変更

変更前の開店時刻

午前九時

5 変更後の開店時刻

午前八時(株式会社三和については、午前九時)

6 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

7 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分まで

8 変更年月日

令和五年七月二日

二 届出年月日

令和四年十一月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、安房中
央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和四年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 退任理事

<p>館山市上野原一三番地 〃 亀ヶ原八五四番地 〃 正木三、二九八番地 〃 安布里六二番地 〃 腰越三〇二番地の一 〃 竹原七七〇番地 〃 安東四二七番地 南房総市宮下一、三五二番地一 〃 杓見七〇番地 〃 安馬谷三、三三六番地 〃 千代二四六番地 退任監事 館山市正木一、三四五番地 〃 藪二六二番地 南房総市中五七五番地 就任理事 館山市上野原一三番地 〃 亀ヶ原八二〇番地の一 〃 正木三、二九八番地 〃 安布里六二番地 〃 広瀬三七四番地 〃 竹原一、三三二番地 〃 安東四二七番地 南房総市宮下五九二番地一 〃 杓見七〇番地 〃 千代二四六番地 〃 中五七五番地 就任監事 館山市藪二六二番地 南房総市安馬谷三、三三六番地 千葉県若葉区東寺山町一、〇七二番地四一</p>	<p>安田 隆雄 山田 隆榮 羽山 雅弘 木曾 雅一 平野 尚一 小柴 彦太郎 高橋 文秀 山田 一文夫 上野 勝美 笹子 弘美 田村 修身 三平 孝司 石井 秀利 吉田 正 安田 隆宏 森田 浅治郎 羽山 榮 木曾 雅弘 林 吉雄 北見 哲 高橋 一文秀 山田 一洋 上野 勝美 田村 修身 吉田 正 石井 秀利 笹子 弘美 鈴木 大作</p>
---	--

土地区画整理組合の退任した理事の氏名及び住所
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、四街道市成台中土地区画整理組合から次のとおり退任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和四年十一月二十五日
 千葉県知事 熊谷 俊人
 橋本 一夫 佐倉市馬渡八五九番地

都市計画下水道の関係図書の縦覧
 令和四年十一月二十五日松戸市の変更に係る松戸都市計画下水道松戸市第一号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。
 令和四年十一月二十五日
 千葉県知事 熊谷 俊人

監査結果の公表
 令和四年九月一日から同年十月三十一日までに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。
 令和四年十一月二十五日

千葉県監査委員 小倉 明
 千葉県監査委員 川口 浩
 千葉県監査委員 江野澤 吉克
 千葉県監査委員 鈴木 衛

特定調達公告
 この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
 入札公告
 次のとおり一般競争入札に付する。
 令和4年11月25日
 千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項
 (1) 購入等件名及び数量 千葉県警察行政情報ネットワークシステムサーバ機器等貸借一式
 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 履行期間 令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
 (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

<p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 仕様書に示す条件に適合する機器等を納入できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度第二係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和4年11月25日から12月16日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年1月10日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年1月10日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年1月11日午前10時 千葉県警察本部5階入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p>	<p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和4年12月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和4年12月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであって、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease Contract of Chiba Prefectural Police Administrative Information Network System Server Equipment, etc. : Iset</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p. m., 10 January, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department,</p>
--	---

Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

入札公告

次とおり一般競争入札に付する。

令和4年11月25日

千葉県企業局長 山口 新一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ① 佐倉浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2,800トン
- ② 人見浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2,740トン

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所

(5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1) の案件ごとにそれぞれの1トン当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分の許可を受けていることを証明した者で、浄水場から発生する汚泥の契約量を、全てセメント若しくはセメント原料又は軽量骨材として

中間処理できる施設を有しているものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県企業局管理 262-8512 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和4年11月25日から12月8日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年1月12日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年1月12日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。

① 令和5年1月13日午前9時 千葉県企業局入札室

② 令和5年1月13日午前9時15分 千葉県企業局入札室

4 低入札価格調査制度及び調査基準価格
(1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(小数第5位以下を切り捨てるものとする。)とする。

5 低入札価格調査

(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。

(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。

(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した

<p>者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和4年12月8日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和4年12月8日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつて</p>	<p>も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:</p> <p>① Processing of dewatered sludge generated by Sakura water purification plant; Estimated amount of sludge, 2,800 tons</p> <p>② Processing of dewatered sludge generated by Hitomi water purification plant; Estimated amount of sludge, 2,740 tons</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 12 January, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p>
--	--

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

七円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八